

議案第24号

令和3年度成田市簡易水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和3年度成田市簡易水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
自家用電気工作物保安管理業務委託料	令和3年度から令和4年度まで	352千円
薬液注入設備点検業務委託料 （下総小野浄水場）	令和3年度から令和4年度まで	1,254千円
薬液注入設備点検業務委託料 （伊能浄水場）	令和3年度から令和4年度まで	869千円
原水・浄水水質検査業務委託料	令和3年度から令和4年度まで	10,120千円
放射性物質検査業務委託料	令和3年度から令和4年度まで	616千円

令和3年11月26日提出

成田市長 小 泉 一 成